

1 破碎業に係る許可基準等

<自動車リサイクル法における規定（法第69条）>

○その事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

○破碎業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 施設に係る基準（規則第62条第1号）

（1）解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管するための施設

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるもの。

【留意事項】

- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しませんが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとします。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであれば構いません。

（2）解体自動車を破碎又は破碎前処理するための施設

① 破碎前処理施設

□ 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するもの。

【留意事項】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要です。
- ・圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがあります。
- ・可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理される必要があります。
- ・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要です。

② 破碎施設

ハ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破碎を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破碎を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

- ・解体自動車の破碎を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破碎を行うことが可能な施設を有していることを担保するもの。

【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当します。解体自動車の破碎に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当します。
都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破碎施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえます。
- ・破碎施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項

に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要ではありませんが、当該施設での破碎処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要です。

(3) 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管施設

- ニ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。
- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管場所の構造を定めるもの。

【留意事項】

- ・排水処理施設の能力は、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要です。
- ・「自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破碎施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破碎残さ）である場合が考えられます。
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合がありますが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられます。
- ・「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられます。

- ・一般に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要があります。

(4) 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

【再掲】

- イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・（圧縮（プレス）又はせん断した後の）解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるもの。

【留意事項】

- ・圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則ですが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共に用することは可能です。

2. 破碎業許可申請者の能力に係る基準（規則第62条第2号）

- イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法
- (3) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法
- (8) 破碎業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、破碎又は破碎前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破碎（破碎前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破碎業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするもの。

【留意事項】

- ・標準作業書には、破碎作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載してください。その際、廃棄

物処理法、消防法など破碎作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要ですから、関連する事項に含めて記載してください。

- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられます。
- ・実際の破碎作業手順等は、破碎に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要です。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを隨時行うことが重要です。

□ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないことを。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するもの。

【留意事項】

- ・事業計画書は、破碎実績（解体自動車の引取り及び破碎の台数、自動車破碎残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとします。
- ・解体自動車や自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破碎業を継続できないものと認められます。

2 再資源化基準

<自動車リサイクル法における規定>

(1) 破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準
(法第18条第1項)

破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破碎前処理を行わなければならない。

(2) 破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準（法第18条第4、第5項）

○破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

○前項の再資源化は、破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

1. 破碎前処理に関する基準（規則第14条）

法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

・圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破碎施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破碎施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするもの。

2. 破碎に関する基準（規則第16条）

法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 二 自動車破碎残さに異物が混入しないように、解体自動車の破碎を行うこと。

【趣旨】

・有用な金属及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするもの。

【留意事項】

- ・破碎施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破碎に併用する場合には、破碎をする際に区分して破碎することが必要です。
　その際の破碎施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておく必要があります。

< 参考 >

1 使用済自動車、圧縮していない解体自動車の保管基準（廃棄物処理法）

使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合は、以下によること。

(1) 保管の高さ

- イ 囲いから保管場所側に3m以内の部分：高さ3mまで
- ロ 囲いから保管場所側に3mを超える部分：高さ4.5mまで
- ハ 格納するための施設（構造耐力上安全なものにかぎる）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

(2) 保管の上限

上記の高さを超えない限りにおいて保管することができる数量（平成17年1月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用）

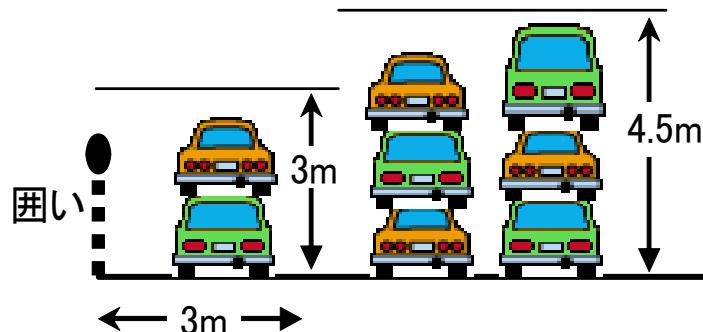
【運用】

(1) 平成17年1月1日以降に使用済自動車となったもの

→ 上記の保管基準が適用されます

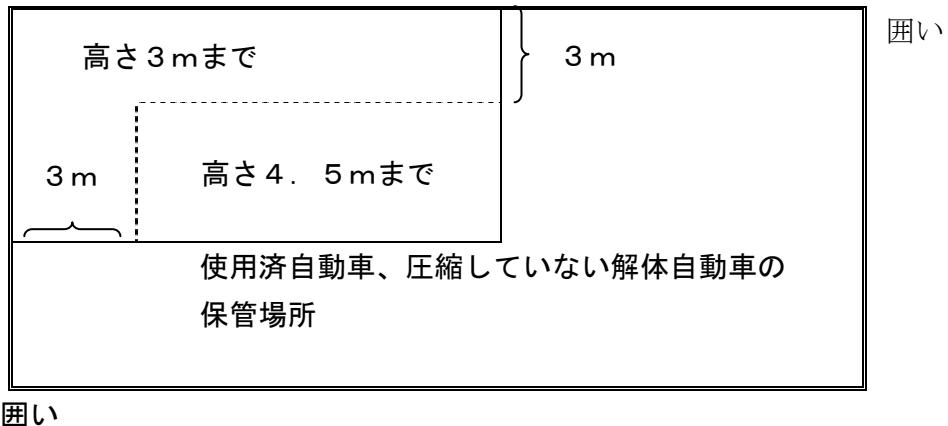
①高さ

- ・使用済自動車、圧縮していない解体自動車の保管の高さは、普通自動車にあっては、囲いから3m以内は、高さ3m以下（約2段積み）まで、その内側では高さ4.5m以下（約3段積み）までとする必要があります。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様ですが、原則平積みとなります。



[使用済自動車、圧縮していない解体自動車の保管]

- ・保管場所も含めて事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合は、保管場所が当該囲いから3mよりも内側であれば保管場所での高さの制限は4.5mまでとなります。



- ・使用済自動車、圧縮していない解体自動車を積み重ねて保管する場合にあっては各自動車の重心がほぼ重なり落下することのないように積み重ねてください。
- ・使用済自動車、圧縮していない解体自動車を乱雑に積み上げたり、立てて保管したり、大型車にもたせかけて保管することは、自動車を取り出しにくくなるとともに、倒壊による飛散・流出のおそれがあることから、基準には適合しません。

②保管量の上限

- ・保管量の上限としては、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要があります。

③ラック等を使用する場合

- ・ラック等格納施設を設ける場合には、保管する使用済自動車、圧縮していない解体自動車の荷重に対して構造耐力上安全であることが必要です。また、搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのないよう、適切に積み降ろしができるものであることが必要です。
- ・地震等の際にラックから落下するおそれがないよう、車止め等の必要な固定の措置を講じていることが必要です。
- ・ラックへの積み上げ、積み降ろしの方法としては、フォークリフト、昇降装置、クレーン吊り等が考えられます。

④保管にあたっては、使用済自動車、圧縮していない解体自動車以外の他の廃棄物を混入できません。

(2) 圧縮した解体自動車・平成 16 年 12 月 31 日以前に使用済となった自動車

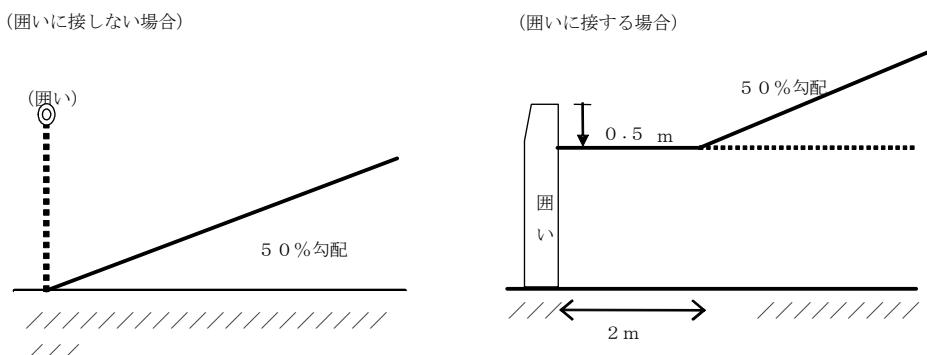
→ 一般的な廃棄物処理法の保管基準が適用されます

①周囲に囲いが設けられていること

②高さ

・廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配 50 %以下にしてください。

・廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側 2 m は囲いの高さより 50 cm 以下の線とし、2 m 以内の内側は勾配 50 %以下としてください。



[平成 16 年 12 月 31 日以前に引き取った使用済自動車、圧縮した解体自動車の保管]

③保管量の上限は、1 日当たりの平均的な搬出台数の 7 日分までです。

【注 意】

- ・平成 16 年 12 月 31 日以前に引き取った使用済自動車も含め、平成 17 年 1 月 1 日以降は、すべての使用済自動車、解体自動車は廃棄物と見なされ、廃棄物処理法の適用を受けます。このため、有価で引き取ったものであっても廃棄物であり、保管基準等の廃棄物処理法の適用を受けることに注意してください。
- ・重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1 軸圧縮）、A プレス（3 方締圧縮）、サイクロープレスなど、圧縮されたものである場合には、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要があります。
- ・圧縮していない解体自動車と圧縮した解体自動車とでは保管基準が異なるので、これらは分けで保管する必要があります。